

令和 6 年 2 月吉日

指定管理者の指定期間満了に関するお知らせ

藤枝市民大洲温水プール
藤枝市民西益津温水プール

平素より、藤枝市民大洲温水プール・西益津温水プールをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

このたび、「藤枝市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づく基本協定により、藤枝市民温水プールおよび藤枝市西益津温水プールの静岡ビル保善株式会社による指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了いたします。

それに伴い、これまで静岡ビル保善株式会社によるサービスとして実施しておりました 70 歳以上の施設利用者様を対象に利用料金が減額になる『シルバー利用証』制度に関しても取り扱いが終了となり、現在お手元にある『シルバー利用証』は令和 6 年 3 月 31 日をもって使用ができなくなります。

なお、藤枝市外の方(オレンジ色のカード)で利用証をお持ちの方につきましては、令和 6 年 4 月よりシルバー利用証の使用が出来なくなり、利用料金の減額対象外となります。現在、シルバー証利用券(有効期限 3 カ月)を保持されている方につきましては、令和 6 年 3 月末までに利用券ご使用のご協力をお願い致します。

また、令和 6 年 2 月～3 月に新規にてシルバー会員証を発行した方につきましても現会員証は 3 月末までのご利用となりますので予めご了承下さい。

ご不明な点は各施設受付までお気軽にお尋ねください。

対象の方には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 6 年 4 月 1 日からの指定管理者は、ビル保善・報徳 JV（静岡ビル保善株式会社および株式会社スポーツプラザ報徳の共同企業体）となります。

事業計画・施設運営について現在準備を進めておりますので、新たなサービス内容の発表に関しては、今しばらくお待ちください。

今後とも変わらぬご愛顧賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。